

確定申告は正しくお早めに!

2月16日(火)から3月15日(火)までに(土・日曜日を除く)

☎ 島田税務署 ☎ 37-3121 課税課 ☎ 36-7140

確定申告

とき/午前9時〜午後5時
ところ/プラザおおるり 第1多目的室(1階)

駐車場/市役所・税務署・プラザおおるり(駐車台数に限りあり)

※受付終了時間を早める場合がありますので、なるべく午後4時までに入場してください。平成25年分から復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することになりました。

所得税及び復興特別所得税の申告

個人が1年間に得た所得金額に応じてかかる税金です。
確定申告が必要な人

【自営業者など】

次のうち、平成27年分の所得金額の合計額が所得控除(扶養控除など)の合計額を超える人は申告が必要です。

- ▽事業を営んでいる人
- ▽農業による所得がある人
- ▽不動産所得がある人
- ▽土地や建物を売った人

【給与所得者】(会社員など)

- ▽給与収入が2000万円を超える人
- ▽給与を2カ所以上から得ている人
- ▽給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ▽退職金の支払いを受けた際に、申告書を提出しなかったため20・42%の税率で源泉徴収された人で、その額

が正規の税額より少なかった人
【その他確定申告が必要な人】

▽医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける人

▽居住用財産を譲渡した場合の特別控除(3000万円)の特例などの適用を受ける人

【年金所得者に係る確定申告不要制度】

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありません。

※ただし還付を受けるための申告書を提出することができます。

市・県民税の申告

確定申告が不要な人でも、次の人は市・県民税の申告が必要です。

【市・県民税の申告が必要な人】

- 平成28年1月1日現在、島田市に居住し、次のいずれかに該当する人
- ▽平成27年中に、営業・農業・不動産など、給与以外の所得があつた人
- ▽平成27年中に、年金収入があつた人で、社会保険料や配偶者控除などの所得控除を受けようとする人
- ▽昨年、途中で退職し、平成28年1月1日現在、就職していない人
- ▽事業所から「給与支払報告書」が提出されていない人

申告に必要なもの

- ①印鑑、申告書(郵送された人)

※申告書が送付されなかった人は、申告会場に用意してあります。

②給与所得や公的年金等の源泉徴収票(原本)

③事業所得などの収支内訳書(白色申告者)、青色申告決算書(青色申告者)

④国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療(長寿医療)保険料の納付証明書

⑤国民年金保険料の控除証明書

⑥生命保険料の控除証明書

⑦地震保険料の控除証明書

※平成18年末までに契約した旧長期損害保険契約は、控除対象です。

⑧医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書や、保険などで補てんされる金額(見込額を含む)の明細書など

※2年目以降のおむつ代医療費控除には長寿介護課で発行する「要介護認定における主治医意見書の内容確認書」を証明として使用できます。

※国保の被保険者で「高額療養費」に該当する人は、先に国保年金課で高額療養費の申請を行ってください(領収書は受付後返却)。申告の際は「高額療養費支給決定通知」と領収書を併せて申告会場へお持ちください。なお、平成27年12月診療分が高額療養費に該当する人に対しては、2月下旬に申請書を発送します。

⑨障害者控除対象者認定証

※障害者手帳を持たない65歳以上の人で、寝たきりまたは認知症の状態が

税務署からのお知らせ

■ 年金説明会

年金受給者を対象とした確定申告説明会を開催します。当日、申告書を提出することもできます。

対象地区／島田市・川根本町

とき／2月10日(水)・12日(金)・15日(月)

午前9時～11時30分、午後1時30分～3時30分

ところ／プラザおおるり 第1多目的室(1階)

■ 住宅借入金等特別控除説明会

住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをした人は、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで所得税の「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。また、土地取得のための借入金も対象となる場合があります。当日は、申告書の提出もできます。

対象地区／島田市・川根本町

とき／2月9日(火) 午前9時30分～11時、午後1時30分～3時30分
ところ／プラザおおるり 大会議室(3階)

持ち物／「家屋の登記事項証明書」「住民票の写し」「請負契約書または売買契約書の写し」「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」「補助金などの額を証する書類」など(住宅取得資金などの贈与を受けた場合は、贈与を受けた人の「戸籍謄本」が必要)

※ 詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサーから所得税の「マイホームの取得や増改築などしたとき」をご確認ください。

【贈与税・消費税及び地方消費税(個人事業者)の申告】

申告と納税期限／▷贈与税は3月15日(火)まで

▷消費税及び地方消費税(個人事業者)は3月31日(木)まで

【確定申告に関する電話相談は「確定申告電話相談センター」へ】

税務署では電話受付を自動音声によって案内しています。音声案内に従ってください。

電話相談／☎ 37-3121

開設期間／3月15日(火)まで(午前8時30分～午後5時、土・日曜日と祝日を除く)

【手続き簡単、納税は便利な口座振替で】

持ち物／必要事項を記入し、金融機関への届出印を押印した「預貯金口座振替依頼書」

申し込み／金融機関または税務署へ

【便利な「確定申告書作成コーナー」】

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。画面の案内に従って金額などを入力することで、税額などが自動的に計算され、計算ミスを防ぐこともできます。また、**給与所得者または公的年金所得者向け**の作成画面を新設しました。初めての人でも操作しやすい画面ですので、ぜひご利用ください。

確定申告書等作成コーナーを利用して作成した確定申告書は、印刷して島田税務署へ提出してください。また、「e-Tax」(電子申告)を利用して提出することもできます。

※ e-Taxの詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

【郵送でも申告できます】

郵送先／〒427-8601 島田市扇町2番の2 島田税務署

【国税庁ホームページ】 ☎ <http://www.nta.go.jp>

【e-Tax ホームページ】 ☎ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



確定申告は
お早めに!!

要介護認定資料により、特別障害者対象と認められる場合は、「特別障害者控除」を受けられます。証明書類が必要な人は、長寿介護課へお問い合わせください(☎343294)。

⑩ 住宅借入金等特別控除を受ける人は、「税務署からのお知らせ」欄の住宅借入金等特別控除説明会の持ち物項目を確認してください。

※ 所得税から引ききれない住宅借入金

出張申告のお知らせ

【川根支所】大会議室(2階)
2月17日(水)・18日(木)

等特別控除額がある場合は、平成28年度市・県民税から控除されます(平成19年・20年の入居者は対象外)。

⑪ 還付金がある人は、預金口座番号(本人名義)の分かるもの

【金谷庁舎】大会議室(3階)
2月19日(金)

※ 各会場とも午前9時30分～午後3時です。ただし正午～午後1時を除きます。

※ 収支内訳書を必要とする所得(営業・農業・不動産所得など)や譲渡所得(土地・建物、株式など)のある人は、プラザおおるりの申告会場で申告してください。